

関係者は、自殺の原因が原告らの家庭や一郎自身の問題があるかのような誤解を与えかねない心ない言動をとっていたことが認められ、これらにより、原告らの精神的苦痛が一層増大せられたことも否定しがたい。その他、本件訴訟の審理に顕れた一切の事情を考慮すると、原告らが本件殴打行為によって被った精神的苦痛を慰謝するには各二〇〇万円をもって相当とする。

(二) 弁護士費用

本件事案の性質、難易度、認容額など本件訴訟の審理に顕れた一切の事情にかんがみると、原告らの弁護士費用として被告に賠償せしめるべき額としては、各一七二万円が相当である。

四 結論

以上の事実によれば、被告は、原告らそれぞれに対し、一八九六万四六三九円（合計三七九二万九二七八円）及びこれに対する本件不法行為の日である平成六年九月九日から各支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金を支払う義務がある。よって、原告らの被告に対する各請求は、右の限度で理由があるから認容し、その余はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

(裁判官 三木昌之 裁判官 柴田 誠)
裁判長裁判官大谷種臣は、転補のため署名押印できない。

(裁判官 三木昌之)

▽離婚した父親の子に対する面接交渉を拒否した親権者である母親の不法行為責任が認められた事例

慰謝料請求事件、静岡地裁浜松支部
平一〇〇(ワ)五四八号、平11・12・21判
決、認容(控訴)

本件は、離婚した父親Xが、親権者となった母親Yに対して、XがYに二人の子Aに面接を求めたのをYが拒絶したのは違法であるとして、不法行為による損害賠償を求めたものである。

これに対し裁判所は、Xの請求を全面的に認容したが、その理由によると、XとYとは調停離婚をしたが、その調停条項によると、二人の子Aの親権者をYと定め、Yは、Xが月一回、二時間程度Aとの面接を認め、Xからの申出により、その日時、場所、方法等について協議する旨の定めがあること、そこで、XがYに対しAとの面接を求めたが、Yがこれに応じないため、Xは家庭裁判所に調査官による履行勧告をもとめ、これに基づき家庭裁判所調査官からYに対し履行勧告がなされたが、Yはこれにも応じなかったこと、YがXのAに対する面接を拒絶する理由として、Yは、Xが婚姻後自己本位でわがままであったことが遠因であると主張するが、YがXと同居するに至ったのは、本調停の経過や調停

離婚の成立過程を併せ考えると、Xの自己本位でわがままであることは認められず、むしろ、Yの親離れしない幼稚な人格が家庭というものの本質を弁えず、子の監護養育にも深く考えようとしないうわがままな態度にあること、また、Yは、Aの学資保険料をXからYに交付するとの調停条項があるというが、これは認められないこと、これらの事実からみて、YがXからのその子Aとの面接交渉を拒否していることは、Xの親権は停止されているとはいえず、Xの父親としての愛情に基づく自然の行為を妨害するものとして、不法行為成立要件としての違法行為にあたりとした。

本判決は、離婚した夫が、離婚により子の親権者となった元妻に子との面接交渉を求めたのを、元妻が拒絶したことが違法として、元妻に対して損害賠償請求を認容したものである。ところで、離婚した夫と妻との間の損害賠償訴訟の先例としては、離婚した夫から妻に性交渉の拒絶が離婚原因であるとして、元妻に対する損害賠償を認容したものの(岡山地判平3・3・29本誌一四一〇・一〇〇)、また、離婚した夫が離婚原因が妻の不貞行為にあるとして、元妻に対して求めた損害賠償請求を認容したものの(東京高判平7・1・30本誌一五五一・七三)等があるが、離婚した夫婦間で子に対する面接交渉の拒絶を違法としてもとめた損害

賠償請求事案はかつては見当たらず、本判決は同種事案の解決の参考となる。う。

(一部仮名)

《参照条文》 民法七〇九条・七一〇条

《当事者》 原告 甲 野太郎

右訴訟代理人 弁護士

鈴木孝裕

被告 乙 山花子

右訴訟代理人 弁護士

安間龍彦

【主文】 一 被告は原告に対し、金五〇〇万円およびこれに対する平成一〇年二月二七日から支払済みに至るまで年五分の割合による金員を支払え。

二 訴訟費用は被告の負担とする。
三 この判決は仮に執行することができらる。

【事実】 (甲) 申立

(請求の趣旨)
一 被告は原告に対し、金五〇〇万円およびこれに対する平成一〇年二月二七日から支払済みに至るまで年五分の割合による金員を支払え。
二 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決、ならびに仮執行の宣言。
(被告の答弁)

一 原告の請求を棄却する。
二 訴訟費用は原告の負担とする。
との判決。

(乙) 主張

(請求原因)

第一、一 原告と被告は平成四年一月四日婚姻した夫婦であったが、平成一〇年六月三日調停離婚した。

二 原告と被告の間には平成六年一月二八日長男乙山一郎が産まれたが、離婚後は親権者は被告と定められ、被告が監護養育している。

第二、一 原告と被告は、婚姻中、一郎とともに浜松市内の丙川団地に居住していたが、平成七年七月二五日原告が勤務先へ出社して不在の間に被告は一方的に肩書住所地の実家に帰ってしまい、以後別居状態となった。

2 そして、被告は平成七年八月静岡家庭裁判所浜松支部に原告との離婚を求めて夫婦関係調整の調停を申し立て(平成七年(係)第四三九号)、一方、原告もそのころ同支部に円満調整を求めて調停を申し立てたが(平成七年(係)第四四六号)、いずれも不調あるいは取下によって終了した。

3 さらに、原告は別居後永らく一郎との面接交渉が絶たれていたことから、平成七年一二月ころ、同支部に対し被告を相手方として、一郎との面接交渉を求めて調停を申し立てたが(平成七年(係)第六九一号)、結局平成八年七月九日不調に帰し、審判に移行した。

この間、原告は調停の席上一回ほど一郎に合わせてもらったに過ぎない。

二 一 つぎに、被告は平成八年七月一七日原告を相手方として静岡地方裁判所浜松支部に離婚等請求訴訟を提起し(平成八年

(係)第二一号)、和解等を経て再び調停に付され(平成九年(係)第一二四号)、家庭裁判所調査官を通じ、原告と一郎との面接交渉につき調整が行われた。

この間、原告は和解の席上、一郎に一回会うことができ、調停移付後は右調査官立会いのうえ、平成九年九月一八日と同年一月一三日に同支部厚生室で、また、平成一〇年一月二二日には浜松市内の遠州海浜公園で三回一郎と面接交渉することができた。

2 原告としては、被告と別居後、終始一郎との面接交渉を求めてきたが、これを拒否する被告の頑なな態度のため、面接交渉が極端に制限され、父たる権利を侵害されてきたのである。

三 以上のように、原告と被告の夫婦関係を巡る紛争は長期化した。原告としても代理人、家事審判官、家庭裁判所調査官の意見も聞き、一郎との面接交渉が確保されるのであれば、被告と離婚し、一郎の親権者が被告となることもやむを得ないものと判断し、大幅に譲歩し、平成一〇年六月三日つぎの条項を含め調停離婚を成立させた。

すなわち、調停条項には、被告は原告に対し、一郎と二か月に一回、一回につき二時間程度面接することを認め、原告からの申し出により、日時、場所、方法等について協議することとし、被告は子の面接交渉が円滑に行われるように誠意を持ってこれにあたる。なお、面接場所については、子の意思を尊重する、と定められている。

なお、右面接交渉の頻度については、もとより原告は最低月一回を希望したが、被告に拒否された結果、二か月に一回と定められたのである。

四 右調停成立後、原告は代理人を通じて、被告に対し、一郎との面接交渉を求めたところ、平成一〇年七月三〇日午前九時三〇分、浜松市内の佐鳴湖公園でとの協議が成立し、原告はその時刻右公園に出向いたが、被告は現れなかった。

そこで、原告は静岡家庭裁判所浜松支部に対し、履行勧告の申し出をしたが、被告はこれにも応じない。

第三、一 原告の有する一郎との面接交渉権は、父親としての自然の権利であり、まして一郎は原告と被告の別居当時一歳半で間もなく五歳になろうとしている発育中の子で、物心がつくころであるから、原告が一郎と会いたいと思う情愛は父親として当然である。また、一郎自身が原告を父親と認識しうる面接交渉を認めなければ、権利たる意義を失う。

しかるに、被告は前記のとおり別居という方法により原告と一郎を別離させ、その後原告と一郎の面接交渉を妨害し、いわゆる前記調停条項にも従わないのであるから、民法第七〇九条、第七一〇条に基づき、原告に対して損害賠償義務を負う。

二 原告が一郎との面接交渉を制限ないし妨害された経緯、期間、これに対し原告がとった対応、一方、被告は毎日一郎と接していること等の事情を考慮すれば、原告の受けた損害は甚大であり、これを慰謝す

るには金五〇〇万円をもって相当とする。

第四、よって、原告は被告に対し、右金五〇〇万円およびこれに対する訴状送達の日(翌日)である平成一〇年一二月二七日から支払済みに至るまで民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(被告の答弁および主張)

第一、請求原因第一項一を認める。

同項二を認める。

同第二項一を認める。ただし、被告は一方的に実家に帰ったのではない。

同項二を認める。ただし、原告が静岡家庭裁判所浜松支部に円満調整を求めて調停を申し立てた(平成七年(係)第四四六号)ことは知らない。

同項三を認める。

同項二を認める。ただし、原告は一郎に四回面接している。

同項二を争う。

同項三のうち、原告主張の調停条項で平成一〇年六月三日に調停離婚が成立したことを認める。その余は知らない。なお、被告は面接交渉の回数を三か月に一度と主張したのであるが、最終的に譲歩したのである。

同項四のうち、被告が一旦は原告主張の日時場所において原告と一郎との面接交渉を行うことを承諾したこと、被告がその当日佐鳴湖公園に赴かなかつたこと、およびその後家庭裁判所調査官の履行勧告があつたものの、被告がこれに応じなかつたことを認める。その余を争う。被告が応じなかつた理由は後記第二項二のとおりであ

る。

同第三項一を争う。

同項二を争う。原告主張額は高きに失する。

第二、一 被告は、婚姻後自己本位でわがままな原告にしばしば悩まされてきた。

こうしたところ、平成七年七月二二日午後三時か四時ころ、原告と被告、一郎（当時一歳五か月）の三人で自家用車で潮干狩りに行った帰り、車を運転していた原告がいきなり原告の実家に行こうとした。被告は後部座席で一郎を抱いていたが、その時一郎が眠そうな様子を見せていたことから、「いったん家に帰って一郎を寝かせてからにしたら。」と提案した。

ところが、原告はこれを無視し自動車を停止させた後、被告に抱かれていた一郎の身体を手で掴み引つ張って無理矢理奪いとりとうとし、これを拒んだ被告の身体を自動車の窓ガラスに強く押し付ける等の暴行に及んだ。

2 さらに同月二四日朝自宅において、学資保険の件で原告と被告が口論となった際、原告は突然寝ていた一郎を抱いて外に連れ出そうとした。

被告がこれを阻止しようとして一郎を抱きしめると、原告と引つ張り合いになり、さらに原告は被告を食器棚に押し付けて被告の喉の辺りを強く圧迫する等の行為に及んだ。

このため、被告は一郎を連れて被告の実家に帰った。

3 その夜、原告とその母とが被告の実

家まで赴き、被告に戻ってきて欲しい旨を申し入れたが、原告に強い不信感を抱くに至った被告が難色を示したところ、原告はいきなりその場にいた一郎を掴んで連れ帰ろうとし、これを拒む被告との間で一郎の取り合いとなった。

原告と被告はしばらくの間揉み合いを続けたが、一郎が苦しそうな声をあげたので、被告が警察を呼ぶよう要請すると、原告はようやく実力行使を中止した。

その後、被告は原告の母親からとにかく同夜は一度帰って欲しいと懇願されたため、その場を收拾するため一郎とともに自宅に戻った。

しかし、このままでは到底婚姻生活を継続することはできないと考えた被告は、翌二五日にはその旨を原告側に告げたい再び実家に戻り、以後別居することとなった。

4 以上のとおり、原告と被告が別居および離婚に至った原因は専ら原告側にある。

また、原告が一郎の眼前で被告に暴力を加え、強引に被告の手から一郎を奪い取るうとする行動を繰り返したことから、被告としては原告に対し、一郎を実力で奪われるのではないかという不信を強く抱くに至り、一郎も原告に対して恐怖心を抱いている様子が窺われるようになった。

そして、このことが今回の面接交渉の問題の遠因ともなっているのである。

二 平成一〇年六月三日、原告と被告

の間で静岡家庭裁判所浜松支部において調停（平成九年（第）第二二四号）が成立したが、右調停の際、学資保険の未払保険料の支払いが養育費との関連で争点の一つとなった。

結局、養育費の一部に代えて学資保険の未払保険料金三〇万円を原告が負担することとなったが、被告はこれを受け入れる条件として、原告が右保険料に相当する金額を必ず被告の預金口座に振り込むことを要求し、原告もこれを了承した。

その実質的理由は、原告が直接保険料を郵便局に払い込んだ場合には、満期返戻金を受領する際に贈与税または一時所得による所得税が課税される可能性があり、被告自身が払い込んだ場合と比べて不利益となるとの話が調停で問題となったためである。

被告としては、この点は養育費の支払いに関して譲歩した経緯もあり、絶対に譲ることのできない事項であった。

そこで、前記調停が成立し、調停条項を讀み上げ確認がなされたとき、担当書記官は、原告において右未払保険料を被告名義の預金口座に振り込むべきことを明らかにし、関係者全員もこれを確認した。

2 その後、被告は原告からの申入れに従い、平成一〇年七月三〇日午前九時三〇分から佐鳴湖公園において原告と一郎の面接交渉を行うことを承諾し、代理人を通じてその旨を原告に伝えた。

3 ところが、原告は調停における前記の約束に反し、前記学資保険につき所持し

ていた保険証書を利用して、平成一〇年六月一〇日ころ未払保険料金三〇万円を直接郵便局に払い込んでしまった。これは、被告には直接送金したくないという原告のこだわりに基づく行為としか考えられない。

一方、被告は同年七月中旬ころ右事実を知るに至った。そこで、調停調書を確認したところ、右調書の調停条項には未払保険料を被告宛送金すべき旨が明記されていないことに気付いた。なぜ明記されていないのかその理由は判然としなかった。

4 被告は前記別居に至る事情より原告に対して抜き難い不信感を抱いていたこともあって、原告の約束違反の行為に強く立腹し、同人が約束を守らない限り面接交渉には応じない旨を事前に代理人に伝え、前記面接交渉の期日には佐鳴湖に赴かなかった。

5 その後、静岡家庭裁判所浜松支部の家庭裁判所調査官から被告に対し、家庭裁判所に出頭すること、面接交渉を実施すること等の勧告がなされたが、被告はこの件については弁護士の方に話してある旨を調査官に伝え、勧告には応じなかった。

被告としては、一方的に調停での約束を破ったのが原告である以上、原告の側でもきちんと右約束を履行しない限り面接交渉に応じる義務はないと考えたためである。

6 以上のとおり、被告が面接交渉を拒否したことは正当な理由があるというべきである。

（丙）証拠へ略

【理由】 第一、一 以下の事実が当事

者間に争いが無い。

1 原告と被告は平成四年一月四日婚姻した夫婦であったが、平成一〇年六月三日調停離婚したものであること。

2 原告と被告の間には平成六年一月二日八日長男乙山一郎が産まれたが、離婚後は親権者は被告と定められ、被告が監護養育していること。

2-1 原告と被告は、婚姻中、一郎とともに浜松市内の内川団地に居住していたが、平成七年七月二五日被告が肩書住所所地の実家に帰った後、別居状態となったこと。

2-2 被告が平成七年八月静岡家庭裁判所浜松支部に原告との離婚を求めて夫婦関係調整の調停を申し立てたが（平成七年（係）第四三九号）、不調によって終了した事。

(二) また、平成七年一二月ころ、原告より同支部に対し被告を相手方として、一郎との面接交渉を求めて調停を申し立てたが（平成七年（係）第六九一号）、結局平成八年七月九日不調に帰した事。

3 (一) 被告が平成八年七月一七日原告を相手方として静岡地方裁判所浜松支部に離婚等請求訴訟を提起し（平成八年（係）第二一〇号）、和解等を経て再び調停に付され（平成九年（係）第一二四号）た事。

(二) その結果、平成一〇年六月三日、「被告は原告に対し、一郎と二か月に一回、一回につき二時間程度面接することを認め、原告からの申し出により、日時、場所、方法等について協議することとし、被

告は子の面接交渉が円滑に行われるように誠意を持ってこれにあたる。なお、面接場所については、子の意思を尊重する。」との調停条項を含んで原告と被告との間に調停離婚が成立した事。

3-1 右調停成立後、原告と被告との間に原告の一郎との面接交渉について、平成一〇年七月三〇日午前九時三〇分から、浜松市内の佐鳴湖公園で実施するとの協議が成立したこと、しかし、原告がその時刻に右公園に向いたものの、被告は現れなかった事。

2 その後、原告からの申出により、家庭裁判所調査官から被告に対し履行勧告がなされたが、被告はこれにも応じなかった事。

第二、一とところで、家族の社会生活における意義を見るに、テンニースという学者は、社会をゲマインシャフト（共同体）とゲゼルシャフト（利益社会）とに分けている。ゲゼルシャフトとは会社とか学校とか組合のように、人がある目的のために結び合う社会のことで、そこでは人々はその目的のために結び付くのであって、一面的である。ゲマインシャフトとは村落とか、家庭のように人々がそれぞれ自分で結び付き、無目的に結合している社会で、そこでは全人格的に人々は結び付く。その典型は家庭である、というのである。家庭は、もともといろいろな機能を果たしてきた。生殖は勿論、生産も教育も娯楽も全て人々は家庭に求め、そうすることで落ち着きを感じとってきた。安楽の地が家

庭であり、人々は家庭に安住しているだけで充分生活していった。

しかし、資本主義社会が発達して人々の分業が進み、多くの人が都会に居を構えるようになった現在、そのような機能はほとんどがゲゼルシャフトに奪われ、家庭は生殖と睡眠としかいった数少ない機能しか果たしていない。しかも、ゲゼルシャフトの要求は次第次第に家庭というゲマインシャフトに対して強く迫り、人々は休息の場さえ奪われ兼ねない。家庭は構造的にも夫婦と未成年の子で構成されるようになり、いわゆる核家族化される傾向にあり、ときとすればゲゼルシャフトの要求に抗し切れない場面すらある。

しかし、家庭の果たす役割はやはり重要であると言わざるを得ない。ゲゼルシャフトの場である働きの場、精神的にも肉体的にも疲れ切った人々はやはりその休養を家庭に求めるのであり、慰いの場、慰めの場、思いやりの場、人間らしさを取り戻す場は家庭を置いて他にはない。人間は、所詮個々としては一人の人間だけではとても生きていけない。その人生において困窮した時、疲れ切った時、難関に直面した時、やはり身近に話し合いや慰めの場を持ちたいと思うのであり、そうした最後の砦が家庭であるといつてよい。

2 右家族の中で産まれた子の観点から検討するに、まず、右家族の中で生命を与えられた子にとってはそれは運命であるといわざるを得ない。

家庭は未成熟の子を独立した一人の人格

者として、いわば社会人として送り出すまでの養育の場でもある。人が生まれ落ちて与えられる環境は先ず真つ先に家庭であり、子供にとってそこに選択の余地はないのである。

しかるに、長ずるに及んで一個独立社会人として世に出るまで、長い期間を要し、その間家庭で父母の監護教育の下におかれることを考えると、家庭の持つ意義は大きい。

人間は本能を忘れた動物であるという説がある。したがって、人間には本能に代わる行動パターンが必要となり、自我を養成してその自己規定に基づいて行動する。そのため、すなわち、社会的に独立し、主体性を持った人格を持つには人間は約二〇年の長期間を要するというのである。そして、幼児のときに母親ないし父親の肌で触れ合う感覚が、人間としての優しさ、思いやりなど、後々の人格形成に大いに必要で、かつ不可欠なものなのである。しかも、それは幼児期という時期を失ってはもはや代わるべき体験はできないものである。すなわち、右の体験は不可避的なものであり、このことを担う役割は、やはり生みの母親を先ずおいて他には求められない。

つぎに、外部からの社会的規範など、様々な社会生活をしていくうえで準拠すべきルールや生き方の方法などを家庭に持ち込み、これを内面化する役割を主として父親は担うものと思われる。

これらの作用は、夫婦の協力によっても

たらされるのであり、従つて夫婦間の相互理解が必要であり、その仲睦まじさが、子供にとつても多大な影響を与える。

二 右のような役割を民法は親権と称して第八一八条ないし第八三七条にこれに関する規定を設け、原則として親権は父母が共同してこれを行うと定め、その具体的内容を財産管理権の他、子供の躾や教育をはじめ子の回りの世話など子の全生活に亘り監護教育をするというものであり、これは親の権利であると同時に、まず子の福祉を念頭において行使すべきところから義務ともいえるのである（民法第八一八条第一項ないし第三項）。

ことに、前記一で考察したように、典型的なゲマインシャフトとして、また、社会的基底的集団として、家族は全人格的に付き合うものであつて、人はこうした家庭でおよそ成人に至るまでの長期間育成されるものであり、成人して出ていく社会にも社会的法則や倫理を遵守するとかの父性的原理に基くものや思いやりなど他人と共感して生活するなど母性的原理に基くもの双方を必要とし、未成熟の子に対する父親としての役割、母親としての役割を考慮すれば、つぎの時代を担う人間を育成する場として親権は親の権利性をそう強調して論ずべきものではなく、また、子の福祉の観点からその義務性をそう軽々しく論ずべきものではなく、父と母の共同して親権を行うことが最も望ましいのはいうまでもないところである。

ところで、両親の離婚という現象は場合

によつては親たる夫婦間に見れば避けられない現象ではあるが、右離婚という現象があつても、その子にとつてはその後は欠損家庭に生きるという不幸な出来事といふべき一面があるとともに、その子にとつてみれば、父と子、母と子という親子の關係それ自体は生涯離れることはできない運命的なものである。

しかしながら、親権の具体的内容たる監護教育する権利は、どちらかの親権者の手に委ねざるを得ないことになる（民法第八一九条第一項ないし第六項）。すなわち、他方の親権はその行使が停止されることになる。

かくて、子との面接交渉権は、親子という身分關係から当然に発生する自然権である親権に基き、これが停止された場合に、監護に関連する権利として構成されるものといえるのであつて、親としての情愛を基礎とし、子の福祉のために認められるべきものである。

第三、一とところで、原告はつぎのとおり供述する（△証拠略△による）。

一（一）原告と被告は昭和六〇年ころスキ一同好会で知り合い、交際するうち、平成四年五月原告の方より結婚の申し込みを行い、被告の承諾を得、双方とも相手の両親とは同居できないことを了解し合い、平成四年一月四日婚姻するに至つたが、

（二）原告の実家の近所に伯母が住んでいた空き家を利用して新居とする原告の希望も、原告の親族との仲が悪くなる懸念からアパートに住みたいという被告の反対に遭

つて実現せず、アパートに住むことになつた、

（三）被告は、何かといえば「じゃあ、私と結婚する気はなかったのね。」とか、「別れるのね。」とか極論を吐き、深夜突然起きあがり、「お前、俺がどんなに辛いか判るか。」などと言うとそのまま寝てしまい、翌日は何もなかったような表情をすることがあつた、

（四）平成五年に入るとこれまですぐれなかつた原告の健康も回復し、原告と被告はスキーを楽しむなどし、被告も同年四月上旬からパート勤めをするようになり、原告も休日には掃除、洗濯、夕食の支度などの家事の手伝いをしていたところ、同年四月被告は深夜黙つて起きあがり車でどこかへ出かけたことがあつた、

（五）原告はその所有の車二台をアパートの駐車場に置いていたところ、管理人より苦情を言われて一台をその実家に置くことにしたが、これを聞いた被告は激怒して口論となり午後一時ころその車を取りに行くと言つて出かけたことがあつた、

（六）同年八月ころ被告の妊娠を知つた原告は、重いものは持つてあげたり、買い物と一緒に行くなど一段と被告に協力するようになった、一月中旬には被告もパートを辞めた、

（七）平成六年一月二八日被告は長男一郎を出産した、うれしくなつた原告は毎日のように被告の実家を尋ね、被告と一郎に会い、一郎の入浴やおむつの交換等被告に協力した、

（八）原告らは同年九月三日丙川団地なる所に引越したが、そのころより被告は次第に情緒不安定となり、原告が鍼灸接骨院に出かけても被告は原告の実家に行つていると邪推して不機嫌となり、原告に一郎を抱かせなくなつてきた、口論となると、被告は、「あなたなんか育てられたらろくなもんにならない。私がアパートで一人で育てる。あなたなんかの世話にはならない。」、「じゃあ、別れるのね。」などと暴言を吐く始末となり、

（九）同年一〇月二四日には被告は実家に帰つてしまつた、そして、市役所の生活相談課において同年一月四日原告は被告とつぎの話し合いをした、

（一）互いに実家に行くときは一緒に行く、一人で行つたときは必ず報告する、

（二）被告は預金通帳や保険証書を実家に預けていたし、家計の収支を明かさないので、右証書は自宅に保管すること、家計簿を原告に示すこと、

（三）被告は通帳を使い、原告はキャッシュカードを使って預金の払戻をする、原告が婚姻前から預金より小遣いの取崩しをしていたので、右の分金八〇万円を被告は原告に返還する、

（四）平成七年三月ころからは原告は帰宅すると一郎を抱いて近所の散歩を楽しみ、帰宅時には玄関まで一郎が原告を出迎え、出勤時には被告と一郎が見送る毎日であったが、同年五月一四日の母の日に両家の母にプレゼントを持っていく際、被告は必ず自己の実家を優先させようとして怒つたこ

とがある、

(一) 平成七年七月二日には、貝がたくさん採れたので、実家に寄つてあげようと思つたが、道中、被告が突然、「どこに行くのよ。」と言つたのでわけを話すと、被告は怒りだし、実家に寄るのなら被告と一郎を自宅に降ろしてから一人で待つてくれ

と言ふのである、原告が、「貝を渡すだけで帰るから。」と弁解しても、被告は、「どうしても実家に寄つていくのなら車から降りるから、車を停めてほしい。」と言

うので原告が車を停止させると、被告は寝ていた一郎を連れて車から降りようとするので、原告において一郎を抱き取ろうとしたが、同人が泣き出したのでこれを止し、結局原告は実家に寄らずに自宅に帰宅し

た、

(二) その翌日、被告は午後七時過ぎまで帰宅せず、帰つても一郎を連れて勝手に食事をし、風呂に入り、別の部屋に布団を敷いて寝てしまふ始末であり、その翌々日も同様であつた、

(三) 原告はかねてより被告が返すと言つていたキャッシュカードを捜しているうち、おむつ袋から金四〇万円を見つけたので、同年七月二四日被告にその用途を問ひ質したところ、半分は自分に権利があるので、半分は自分に権利があるの

を離した、原告は心配になり、両方の親に來てくれるよう電話を入れておいた、

(四) 当日、原告が帰宅するとメモがあり被告が一郎を連れて実家に帰つた模様なので、原告は母を呼出し、二人して被告の実家に赴き、被告を説得して一応は帰宅させた。

(五) しかし、翌二五日原告が帰宅すると、「考えさせて下さい。」としたためた被告のメモがあり、被告は預金通帳や写真等を持出して一郎とともに実家に戻つてしまつた、

(六) 同年七月二八日原告は被告の実家に

出向いたが、被告の母に鍵や家中のカーテンを閉められ、原告はやむなく叔父に仲介を頼んだが効を奏しなかつた、

2 (一) 右被告の別居後の双方から提起された調停の経過は第一項二二ないし四記載のとおりであるが、面接交渉調停事件の係属中の平成八年二月二日には原告の不在中、ドアの鍵を壊され、被告に荷物

を無断で持出されることがあり、

と一郎をたしなめる始末であつた、

(四) 同年一〇月一三日の調停の席上では、原告が父親であると一郎に告げると被告は泣き出したため、一郎が動揺する始末であつた、

3 (一) 調停成立後、原告は未払保険料のうち、金三〇万円を平成一〇年六月一日払い込み、保険証書と保険料領収帳、保険契約者承継請求書を代理人に託し、相手方代理人に渡して貰つた、

(2) 原告としては、右を早く履行し、一郎との面接交渉をできるだけ早く実現して貰いたいと思つたからである、

(二) しかしながら、面接交渉の日には被告が一郎を連れて現れなかつた、

(三) そこで、原告は家庭裁判所調査官を通じて履行の勧告をして貰つたが、結局面接交渉は実現しなかつた、

二 右に對して、被告はつぎのとおり供述する(△証拠略▽による)。

1 (一) 原告と被告はスキー同好会で知り合い、交際を重ねるうち平成四年六月には婚約するに至つたが、原告は次男であり、被告は一人娘であつたので、被告としてはゆくゆくは両親と同居したい希望を持つていたが、原告がそれを望まず、当面は別居して暮らすということになつた、

(二) 原告との婚姻生活は、当初から順調とはいへなく、原告は用事がない限り被告に話しかけることは減多になつた、また、原告は足繁くその実家に通い、些細なことでも口論となると一人で実家に帰り泊まつてくるようなことがよくあつた、被告は

原告に對し、原告が婚姻後も母親から離れようとしないので、「たとえ夫婦喧嘩があつてもそれは二人のことだから、いちいち実家に帰らないで。」と恃んでも、原告は一層不機嫌になつた、

(三) 原告は被告に對し、「お前と結婚するために何円つかつた。」「旅行にも連れて行ってやった。」「お前にただ飯を喰わせるわけには行かない。働け、働け。」「この家は俺の家だ。敷金、礼金を払つたのは俺だ。お前は出ていけ。」「お前と結婚する気はなかつた。お前がちよろちよろ後をついて来るから、お前と結婚したのだ。」という嫌がらせの言葉を吐き、興奮すると、「てめえ、俺をなめんなよ。」等とやくざまがいの言動をし、「お前は最低の女だ。」と侮辱することもあつた、

(四) また、気に入らないことがあれば、被告のバッグから被告の使っている車のキーを持出、その車で実家に帰ることがあつた、被告が翌日の出勤に差し支えるから返して欲しいと言つと、「俺の車だからどうしよう」と勝手だ。」「車が欲しければ、自分で取りに行け。」と息巻き、被告はやむを得ず深夜に徒歩で原告の実家まで車を取りに行つたこともあつた、

(五) 平成六年一月に長男一郎が産まれたが、原告は一郎に無関心ではなかつたが、自分のやりたいことがあると常にそのことを一郎のことよりも優先した、原告はそのころも頻りに実家に帰つており、被告は仲人に原告が親離れしないで困っていると相談したこともあつた、

(六) 平成七年七月二二日潮干狩りの帰途、原告がいきなり原告の実家に行こうと言い出し、後部座席で一郎を抱いていた被告は、一郎が眠そうな様子であったから、「一度家に帰って一郎を寝かせてからにしたら。」と原告に提案したところ、原告は路上に車を停止させ、被告に対し、「お前だけ降りろ。」などと言つて抱いていた一郎の身体を手で掴み、引つ張つて無理矢理奪い取ろうとした、被告が抵抗すると、被告の身体を窓ガラスに強く押し付ける行為に及び、被告は一郎を抱いたまま車から降りて避難した、その後原告が落ち着いたため、再び車に乗って自宅に戻った、

(七) 翌々日、被告が加入していた学資保険のことで口論となり、原告から解約するよう言われたので、被告において保険料を払つて続けると言う、原告は突然怒りだし、いきなりまだ寝ていた一郎を抱いて外に連れ出そうとした、そして、取り返そうとする被告を居間の食器棚に押し付けて喉の辺りを強く押しして圧迫してきた、このため、被告はその日の昼ころ一郎を連れて実家に帰った、

(八) その夜、原告とその母親が被告の実家を訪れ、自宅に戻つてきて欲しいと申し入れたが、被告は原告に対する恐怖心からこれを断ると、原告はいきなりその場にいた一郎を掴んで外へ連れ出して帰ろうとし、被告と子の取り合いとなった、その日は一旦自宅に帰ったが、一晩たつても原告の態度は変わらないと考え、同月二五日には一郎を連れて再び実家に帰った、

2 (一) 調停に移行した離婚訴訟において、被告においては離婚と慰謝料を求めたが、原告はこれを拒否し、一郎との面接交渉を強く求めてきた、

(二) 平成一〇年六月三日の調停において、被告は原告から養育費に代えて学資保険の譲渡を受けることとなったが、保険料の一部未払分金三〇万円を原告が負担することとなり、被告はこの支払条件として被告名義の預金口座に振り込むことを要求した、これは満期返戻金を受領する際に贈与税ないし一時所得税が課税されることとなるから口座に振り込む方が有利であるという理由によるものである、かくて、調停が成立した、

3 (一) その後、原告からの申入れにより、被告は平成一〇年七月三〇日午前九時三〇分、佐鳴湖公園において原告と一郎との面接交渉を行うことを承諾した、

(二) ところが、原告は前記調停における約束を破り、所持していた学資保険の保険証書を使って同年六月一日ころ未払保険料金三〇万円を直接郵便局に払い込んでしまった、このことは原告の被告に対するこだわりから被告に直接送金したくないという行動としか考えられない、

(三) このことに被告は腹がたち、原告代理人に面接交渉には応じないと伝え、当日佐鳴湖公園には行かなかった、

(四) その後、家庭裁判所調査官からの履行勧告があったが、これにも応じなかった、

三一 まず、被告は、原告に対して一郎

との面接交渉を拒絶したのは、婚姻後原告が自己本位でわがままであるとして、これが遠因であると主張する。しかしながら、

(一) 新居をそれぞれの両親から独立したアパートで営むことができたということ (前記一(一)、(二)、ならびに二(一)) は前記第二項一(一)で看るとおり双方の両親からの過干渉もなく夫婦が互いに独立した人格を持つて基底的な社会である家庭を築き上げるといふ理想的な形態ではあったが、この家庭において、原告は、それなりに家事に協力し、被告の妊娠中は炊事、洗濯等の協力もしてきたことが窺われるのである (前記一(四)、(六)、(七)、(八))。

(二) 右に反し、

(1) 何せ被告は一人娘であることとて、その人格は幼稚であり、何かにつけて極論を吐いたり激怒し (前記一(三)、(五))、ことがあるとその実家に帰り (前記一(九)、(一〇))、原告をてこづらせ困らせていたことが窺われるのである (前記一(一))。

(2) また、被告はその実家によく帰ったり、気に入らないことがあると行方も知れず自宅を出ていくことが多い反面 (前記一(一四)、(一五))、原告の実家を極端に嫌っている風が見受けられる (前記一(二)、(八))。

(三)、(四) 貝がたくさん採れたということから、一郎も連れて家族全員元気な顔を見せるのは、一郎にとつてもたとえ眠たいときには寝かせておけばよいのであり、何ら立ち寄ることには苦痛はないはずであつて、そのお裾分けを実家にしようと思ひ立つのは人

情と言つてよく、一旦自宅に帰り一人で行動しようことは右原告の実家を毛嫌いする被告の態度の徴憑であるといわざるを得ない。

(3) 被告は、子供の躾や家庭内の経済等夫婦で相談のうえ協力して築きあげていくべき問題についても秘密にすることが多く (前記一(九)(イ)、(九)(ロ))、約束事を守り開示されずじまいであつたことが証拠略によって窺われる。

(4) また、被告には邪推が多いこともその人格特性である。すなわち、鍼灸接骨院に原告が出かけたことを実家に帰つたこと邪推したり (前記一(八))、二台の車のこともアパート管理人から二台分の駐車代を払うよう苦情を言われたことを被告が正確に聞き分けなかったことによるのであり (前記一(五))、これに反する乙第一号証は措信し難い (前記二(四))、

(五) (1) 以上のこと、特に右(二)(2)のことは、被告とその両親との結びつきが強固であることを意味し、被告が十分に親離れしないままに未熟な人格として成長したことを示すのであつて、別居後の被告の両親の態度等にもそれが見受けられるのである (原告が被告の実家を訪れた際、被告の母に鍵をかけられたことなど前記一(二)や、被告の父から原告が、「わしは娘がいなくなり寂しくてしょうがない。」と嘆いたり、「馬鹿野郎、お前なんかには挨拶なんかない。」とか、「帰ればいいんだらう、じゃあ帰れ。」と怒鳴られたりしていることにも

窺われるのである。

(2) さらに、別居後の調停等の席上、原告から一郎を遠ざけようとする被告の態度(前記一(二)、(三)、(四))は、社会人として成長した暁には人格として備わっていないてはならない二つの特性、すなわち、人間の母性原理の他、父性原理を一郎自身が学習すべき絶好の機会を被告自らが摘み取っている態度というべく、決して讃められた態度ではない。

子供は産まれたときから二親とは別個独立の人格を有し、その者固有の精神的世を有し、固有の人生を歩むというべく、決して、母親たる被告の所有物ではないのである。

(四) 以上の他、被告の供述はいずれも明らかに措信し難いものがあるといわなければならない。

2 以上のとおり、被告が原告の許を離れて別居するに至ったのは、本件調停の経過や調停離婚成立の過程を併せ考慮すれば、決して原告が自己本位でわがままであるからというのではなく、むしろ、被告の親離れしない幼稚な人格が、家庭というものの本質を弁えず、子の監護養育にも深く考えることなく、自己のわがままでしたことであって、そのわがままな態度を原告に責任転嫁しているものという他はなく、右被告の別居に至る経過が今回の面接交渉拒否の遠因となる被告の主張は到底採るを得ない。

四 なお、学資保険の未払保険料金三〇万円の支払は、必ず被告の預金口座に振り

込むことが条件であったと、被告は主張するが、これとても入証規略によってもこれを認めるに足りず、そもそも被告が満期返戻金を受領する際に贈与税または一時所得による所得税が課税されるとしても、せいぜい一〇パーセント内外の経済的負担を被告が一時的に負うにすぎないものといえ、到底父性原理の習得という重大な人間の価値と比較すれば、被告の右主張は採るに足りない言いがかりという他はない。

第四、以上のとおりであるとすれば、被告が原告に対して一郎との面接交渉を拒否したことは、親権が停止されているとはいえず、原告の親としての愛情に基く自然の権利を、子たる一郎の福祉に反する特段の事情もないのに、ことさらに妨害したということができるのであって、前項で検討した諸事情を考慮すれば、その妨害に至る経緯、期間、被告の態度などからして原告の精神的苦痛を慰謝するには金五〇〇万円が相当である。

第五、よつて、本訴請求はこれを認容することとし(なお、訴状送達の日翌日平成一〇年二月二十七日であることは一件記録上明かである)、訴訟費用につき民事訴訟法第六十一条を、仮執行の宣言につき同法第二五九条第一項を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 宗 哲朗)

▽廃品回収業者の倉庫からの爆発火災により延焼した周辺家屋の住民の業者及び消火にあつた一部事務組合に対する損害賠償請求が認容された事例

損害賠償請求事件、山形地裁平六(ウ)二二二号、平11・12・7民事部判決、一部認容、一部棄却(控訴)

Y₂は、廃品回収と再生資源の卸売りを業とする株式会社であるが、従業員Aが同社のアルミニウムを保管する倉庫でショベルローダーを移動させている内にアルミ屑がショベルローダーのバッテリーに接触し、バッテリーがショートしたことより発火して火災が発生した。一九番通報を受けた一部事務組合Y₁は、消火活動を始めたが、注水によりアルミニウムの爆発を誘引し、近辺の家屋に居住するXら一〇名の不動産、動産類を焼損させた。

Xらは、Y₁らに対し損害賠償を求め訴えを提起し、その理由として、Y₂にはアルミニウムを適切に管理せず、ショベルローダーのバッテリーにカバーをしない重過失があつたこと、Y₁には本件倉庫内でアルミニウム屑が燃焼していたことを当然視認できたはずであり、アルミニウムに注水すれば爆発を誘引することを容易に認識できたの

に、あえて注水した過失があつたことを主張した。

これに対してY₂は、適正な消火活動が行われていればXらの家屋への延焼はなかつた(因果関係の否認)などと主張し、Y₁は、延焼の過程で誘爆した場合には失火ノ責任ニ関スル法律(失火責任法)の適用はないこと、本件火災の発生を現認した時点でアルミニウム屑の存在は認知できず、爆発音を聞いて出火点への注水を中止したが、延焼の結果を回避する可能性はなかつたことなどを主張した。

本判決は、Y₁らの共同不法行為責任を認め、Xらの請求を一部認容した。本判決は、Y₂の責任原因について、ショベルローダーを金属屑の近くで運転する場合にバッテリー端子に金属屑が降りかかってショートすることがないようにすべきであつたところ、Y₂においては大量のアルミ屑を山積にし、些細なことで崩れ落ちる危険があり、従業員はアルミ屑に切削油が付着しているのを知つていて引火を容易に認識できたのであるから、重過失があつたこととした。そしてY₁の責任原因については、当初の失火とその後の延焼に至る因果の関係から別個独立した第三者の行為により初めて爆発とこれによる財産的損害が発生した場合には失火責任法の適用はないとし、Y₁の職員は本件倉庫に金属屑が山積みされていることを事前に知つていたのに漫然と注水を